

国民健康保険税について

市の国民健康保険に加入している方が病気やけがをして病院などにかかったときの医療費は、加入者の皆さんから納めていただいた保険税や国、東京都からの負担金と市の負担金などの公費で賄われています。

非自発的失業者の保険税軽減

会社の都合などで職を失った方が国民健康保険に加入した場合、保険税の所得割額を算定する際、前年の給与所得を100分の30(3割)とみなして判定します。

75歳以上の方が社会保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その方に扶養されていた65歳以上の方が国民健康保険に加入することになった場合は、保険税の軽減措置があります。対象となる方は、減免申請をしてください。

しかし、この医療費が年々増加し、市の財政状況が厳しくなっていることや、所得の低い世帯の保険税の軽減を拡大することなどに対応するため、平成22年度の保険税を次のとおり改正します。

なお、保険税の納入通知書は7月初旬に送付します。

医療分保険税率の改正

【表1】医療分・後期高齢者支援金分の課税限度額引き上げ【表2】

所得の低い世帯の軽減割合の拡大【表3】

前年の所得が一定額以下の場合、保険税の均等割額と平等割額が軽減されます。

Table 1: Medical Insurance Rate Change. Columns: Category (所得割, 資産割, 均等割, 平等割), Rate After Change, Rate Before Change.

※後期高齢者支援金分・介護分の税率は変わりません。

表2 医療分・後期高齢者支援金分の課税限度額引き上げ

Table 2: Tax Limit Increase for Medical and Elderly Support. Columns: Category (医療分, 後期高齢者支援金分, 介護分), Limit After Change, Limit Before Change.

表3 所得の低い世帯の軽減割合の拡大

Table 3: Expansion of Tax Reduction for Low-Income Households. Columns: Income Category, Reduction Ratio After Change, Reduction Ratio Before Change.

※被保険者の数は、後期高齢者医療制度に加入した方を含む。

れます。6割・4割軽減から7割・5割・2割軽減に拡大し、所得の低い世帯の負担を軽減します。

受給資格者証・印鑑 ※高額療養費の所得区分を判定する際にも、前年の給与所得を100分の30(3割)とみなして判定します。

75歳以上の方が社会保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その方に扶養されていた65歳以上の方が国民健康保険に加入することになった場合は、保険税の軽減措置があります。対象となる方は、減免申請をしてください。

この保険税の軽減期間が2年から「当分の間」に延長されました。

問合せ保険年金課 保険年金係 ☎551・1640

年金だよ

若年者納付猶予制度について

20歳代の方には、ご本人(配偶者がある場合はそれぞれ)の前年の所得が一定の基準以下であれば、申請により国民年金の保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」をご利用いただけます。

ご本人の所得が一定基準以下でも、同居する親(世帯主)の所得が一定額以上であるために保険料の免除制度が利用できない方は、この

住民基本台帳法第11条の2第1項の規定による住民基本台帳の閲覧状況を同条第12項の規定に基づき公表します【平成21年度】

問合せ総合窓口課 ☎551・1595

Table with 4 columns: 閲覧申出者 (Applicant), 利用目的の概要 (Purpose), 閲覧日 (Date), 閲覧範囲 (Scope). Lists various public information requests and their details.

納付が猶予される

納付が猶予される「若年者納付猶予制度」をご利用いただけます。

年金を受け取れる方が亡くなる時は届出が必ず

年金を受け取れている方が亡くなる時は、「年金受給権者死亡届」を最寄

納付が猶予される

納付が猶予される「若年者納付猶予制度」をご利用いただけます。

年金を受け取れる方が亡くなる時は届出が必ず

年金を受け取れている方が亡くなる時は、「年金受給権者死亡届」を最寄

納付が猶予される

納付が猶予される「若年者納付猶予制度」をご利用いただけます。

年金を受け取れる方が亡くなる時は届出が必ず

年金を受け取れている方が亡くなる時は、「年金受給権者死亡届」を最寄

納付が猶予される

納付が猶予される「若年者納付猶予制度」をご利用いただけます。

年金を受け取れる方が亡くなる時は届出が必ず

年金を受け取れている方が亡くなる時は、「年金受給権者死亡届」を最寄

【第二土曜日】午前9時30分～午後4時